

令和3年(ラ)第172号

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

令和4年6月24日

## 上 申 書

広島高等裁判所第4部 御中

相手方訴訟代理人弁護士

田 代

健



代'

同弁護士

松 繁

明



代'

同弁護士

川 本 賢 一

一



代'

同弁護士

水 野 絵 里 奈

奈



代'

同弁護士

福 田

浩



代'

同弁護士

井 家 武 男

男



代'

頭書事件（以下「本件」という。）の進行については、本年3月に、御庁から、本年5月末頃を目途に審尋期日を設け、当該審尋期日をもって審理を終結することについて意見を求められたことから、相手方は、令和4年3月17日付け回答書及び令和4年4月28日付け意見書（以下「相手方意見書」という。）を提出し、御庁の方針どおり、速やかに審理を終結していただきたい旨回答した。

本上申書提出時点において、昨年11月4日の原決定日から起算して、既に半年以上が経過しており、民事保全制度の趣旨に鑑み、本年3月に御庁から示された方針通り、速やかに審尋期日を設けるべきである。

また、相手方意見書の1（1頁以下）で述べたとおり、抗告人らが、先行2事件において既に争点とされていた項目について、争点を実質的に蒸し返し、抗告人らが原審において既に主張した項目について、原審と同様の主張を繰り返し、いたずらに審理を遅延させている状況からすれば、本件は、保全の必要性、すなわち、「債権者において、本案判決による救済を待っていたのでは債権者の権利が実質的に満足されなくなるような具体的な事情」（原決定87頁）が認められないことは明らかである。

したがって、相手方は、御庁に対して、速やかに審尋期日を設け、審理を終結していただくよう改めて上申する。

以 上